

美作市農業生産性向上 支援事業

農業生産力を維持し、農業経営を安定したものにするため、地域の担い手の持続的な発展を促進する農業用機械・設備の導入を支援します。



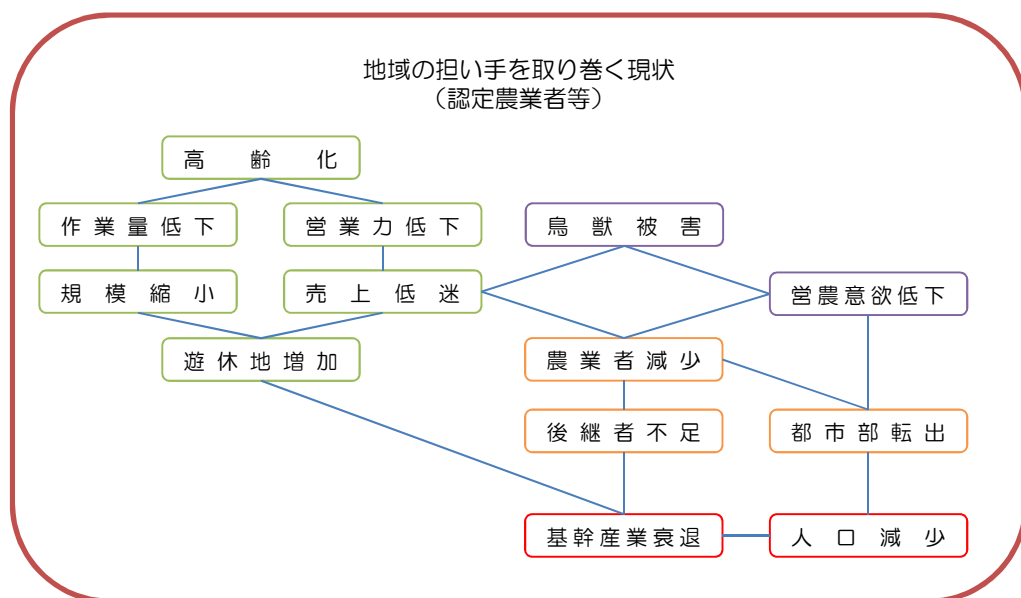
美作市農業生産性向上支援事業について

美作市では、（１）高齢化による規模縮小（２）特産物の価格低迷（３）後継者不足（４）鳥獣被害 等の要因によって、地域農業の担い手を取り巻く環境が悪化しています。このような状況が続けば、次の事態が想定されます。

- ・ 経営不可能となった大型担い手の農地が数ha規模で遊休地となる
- ・ 担い手が全くいない地域が発生する

このような状況は、美作市農政として、解決すべき最重要課題であり、事態の悪化を打開するため、国や県の担い手支援を拡充するとともに、本事業（補助事業）を実施します。

事業としては、地域農業の担い手などに対し、生産力・販売力の向上等を目的として農業経営の維持を図る際に、必要な農業用機械、設備の導入を支援します。



美作市農業生産性向上支援事業

(1) 事業対象者について

以下の要件を満たすもの

地域農業の担い手（認定農業者・認定新規就農者）

(2) 助成対象事業について

助成対象となる事業内容は以下のとおりです。

- ① 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械の取得。

例えば、

- ・ トラクター、田植機などの農業用機械の取得
乾燥機、選別機などの設備の取得などが支援の対象となります。



事業内容の主な要件：

- ・ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・ 農業経営において真に必要なこと。
- ・ 成果目標の達成に直結するものであること。

(3) 成果目標について

各農業者に応じた成果目標を設定する必要があります。

事業実施年度の翌々年度までに、売上高の10%以上の拡大など

(4) 助成金について

個々の事業内容ごとに以下の方法にて助成金額を算定します。

事業費（税抜）×1／3

留意事項：

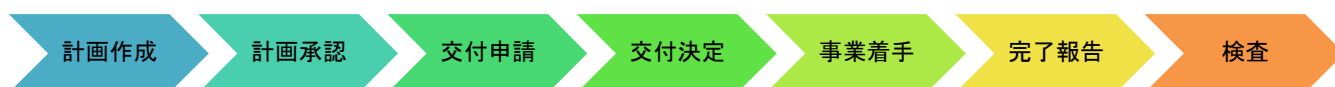
- ・ 助成対象者ごとの助成金配分上限額は、50万円となります。
- ・ 同一事業内容において、他の国や県等の助成事業との併用はできません。
- ・ 申請後に書類審査を行います。予算等の関係上、書類を提出されても助成が出来ない場合があります。

(5) 既存助成事業との関連性

国や県の助成事業には、本事業と趣旨を同じくするものがあり、事業の振り分けを行います。

本事業は、国・県助成事業への採択の可能性が低い者に対して、支援対象を拡大する趣旨で実施します。

(6) 事業の流れ



(7) その他

申込期限：令和4年8月26日（金）必着

提出先及び問い合わせ先
美作市農業政策課 木下
TEL：72-6694（直通）